

感企第 4168 号
令和 4 年 1 月 18 日

行政検査の委託契約を締結する医療機関の長 様

大阪府健康医療部長

オミクロン株の感染急拡大下における保健所業務の重点化及び大阪府無料検査事業において陽性判定となった受検者への診断について（協力依頼）

日ごろより、本府健康医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、貴施設におかれては、これまでも新型コロナウイルスの感染が疑われる患者に対する診療・検査を実施いただいているところですが、この度改めてご協力をいただきたい事項について、下記に示しましたので、更なる感染拡大に備えてご理解及びご対応をお願いします。

記

1. オミクロン株の感染急拡大に伴う対応について

オミクロン株の感染急拡大により、保健所業務が極めてひっ迫していることから、陽性者を確実に必要な医療に繋げることを最優先とするため、令和 4 年 1 月 18 日付けで大阪府新型コロナウイルス対策本部長のご確認の上、保健所業務を別添の「フェーズ 4」へ重点化することを決定しました。

つきましては、(1)～(3)のご対応をお願いします。

(1) 患者と濃厚接触した可能性がある者への検査について

患者の家族、友人、職場関係者等が、患者と濃厚接触した可能性があるとの理由で受診された場合には、感染の蓋然性が高いことから、検査の実施をお願いします。

なお、濃厚接触者の認定を依頼するものではないこと、また、医師が必要と判断して行った検査は、症状の有無にかかわらず保険適用になることを申し添えます。

(2) 発生届への記載の徹底について

感染症法第12条に基づく発生届の情報については、保健所において患者への連絡や療養決定をする際の重要な情報となりますので、以下を参考に、発生届への記載の徹底をお願いします。

また、府ではHER-SYS導入を推進しておりますので、患者情報の迅速な把握のため、未導入の場合は、導入をご検討くださいますようお願いいたします。

(ア) 特に記載漏れが生じやすい項目

氏名フリガナ、所在地（現に居住している場所）、電話番号、症状※、職業、生年月日、診断年月日、発病年月日、ワクチン接種歴、重症化リスク、重症度など

※保健所への伝達事項として結果連絡時における患者の症状を報告いただく際は、HER-SYSの場合は「特記事項欄」へ、紙媒体（FAX等）の場合は余白へご記載ください。

(イ) 患者へのMy HER-SYS（健康観察アプリ）の案内

HER-SYSを導入されている場合は、患者の健康観察を迅速に開始するため、HER-SYSで発生届を入力する際に「My HER-SYS URL通知」にご協力ください。

※<HER-SYS「発生届タブ」の入力における留意点>（別添）をご参照ください。

(3) 自宅療養者の健康観察等の拡充について

今後、保健所による調査及び自宅療養者への対応は、重症化リスクの高い方又は高齢者施設等を優先して行うこととなりますので、更なる自宅療養者の増加に備えて、貴施設におかれましては、自宅療養者の健康観察等にご協力をお願いします。

2. 無料検査事業において陽性判定となった受検者への診断等について

本府では、日常生活等における新型コロナウイルスの感染リスク引き下げを目的に、感染拡大時における感染不安を感じる府民の検査等を無料化する事業を行っているところです。本事業で検査結果が陽性となった場合においては、薬局等の検査実施事業者等の提携医療機関で診断体制を有する場合を除き、検査実施事業者等が受検者に対して速やかに受診を促し、診断・治療に繋げることをとしています。

つきましては、無料検査事業を受検し、陽性判定となった受検者が貴施設を受診された場合は、(2)、(3)のとおりご対応をお願いします。

なお、貴施設が無料検査事業の検査実施事業者の場合は、当事業の実施要領に基づき、貴施設で診断を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 無料検査事業における検査方法

無症状者を対象に、診断に利用可能な体外診断用医薬品等を用い、①又は②の検査を実施。

なお、検査結果通知書に、検査方法、検体採取日等を記載。

① 核酸増幅法（PCR検査等）及び抗原定量検査

検体：唾液（医療機関が検査実施事業者の場合は鼻腔拭い液も可。）

（結果判定機関：衛生検査所、病院又は一般診療所）

② 抗原定性検査

検体：鼻腔拭い液（医療機関が検査実施事業者の場合は鼻咽頭拭い液も可。）

（結果判定機関：検査実施事業者の事業所等（薬局等））

(2) PCR検査等又は抗原定量検査で陽性判定となった受検者の場合の対応

厚生労働省により公表されている「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」(以下、「指針」という。)において、無症状者に対しても、診断のために使用可能とされていることから、医師の判断に基づき診断をお願いします。

(3) 抗原定性検査で陽性判定となった受検者の場合の対応

指針において、無症状者に対して、確定診断としての使用は推奨されないとされていますので、医師の判断に基づきPCR検査又は抗原定量検査を実施した上で、診断をお願いします。

なお、当該検査について、医師が診療の為に必要と判断して行った場合は、症状の有無にかかわらず保険適用となります。

【添付資料】

- オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保健所業務の重点化
(令和4年1月18日 大阪府新型コロナウイルス対策本部長決定)
- HER-SYS「発生届タブ」の入力における留意点

【参考】

診療・検査医療機関等に関する通知・資料集 (大阪府ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kensa-siryou.html>

【連絡先】

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課
個別事象対応グループ

TEL : 06-6944-9156

感染症・検査グループ

TEL : 06-4397-3204